平成２８年（フ）第５９１号
東京都江戸川区松島３丁目47―11―1008
破産者　石田　孝市
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６３５号
東京都板橋区板橋４丁目29―９―305
破産者　河野さくら
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６５２号
東京都江戸川区船堀２丁目13―６　ＡＭビルⅡ402
破産者　寒河江　泰
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８１５号
東京都台東区北上野１丁目８－２　宏和ビル２Ｆ
破産者　高橋　哲也
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８３３号
東京都墨田区向島２丁目13―８―501
破産者　大門　　睦
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８４３号
東京都江戸川区平井２丁目19―15―301
破産者　小野寺康子
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８５２号
東京都葛飾区東金町１丁目36―１―1017
破産者　近藤恵美子
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９０３号
東京都武蔵野市吉祥寺南町３―22―８　ハイツ井上102、住民票上の住所東京都杉並区西荻南３丁目19―14　日経西荻専売所
破産者　小玉　能之
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１０７９号
千葉県柏市豊平町１―５　レオパレス南柏第15―104
破産者　佐野　裕史（旧姓赤木）
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１５０号
東京都練馬区早宮２丁目17―31―303
破産者　丹羽　泰仁
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３８６号
東京都江戸川区東篠崎１丁目７番31―44号
破産者　株式会社丸玉
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３８７号
東京都江戸川区東篠崎１丁目７－３－209
破産者　李　　玉春
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１４０４号
東京都港区南麻布４丁目11番17号
破産者　株式会社バリューキュービック
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１４０５号
東京都品川区西五反田３丁目８番18号
破産者　株式会社アントワープジャパン
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１４９６号
東京都千代田区外神田６丁目15番11号
破産者　株式会社ユーロフレートサービス
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１５０２号
東京都日野市程久保８丁目20番９号
破産者　株式会社ＬＩＳプランニング
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１５０３号
東京都日野市程久保８丁目20―９
破産者　田所　和彦
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１５２３号
東京都港区芝５丁目29番18号
破産者　株式会社トップブレイン
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１５７０号
東京都荒川区南千住１丁目56番８―603号
破産者　アイ・ホーム株式会社
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１６１１号
東京都品川区東品川３丁目13番20号
破産者　有限会社池田基工
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１６１２号
東京都品川区大井４丁目25―19　第一大弥荘102
破産者　池田　國利
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１６２７号
東京都豊島区池袋１丁目２－６
破産者　株式会社ＡＣＥ　ＰＩＰＥ　ＰＩＣＴＵＲＥＳ
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部